令和８年（フ）第１８７９号
横浜市神奈川区白幡上町29番12号
債務者　福山　圭音
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９００号
横浜市鶴見区鶴見中央１丁目２番４―314号
債務者　鈴木キクヱ
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９２７号
横浜市旭区二俣川１丁目83番地５　ライオンズマンション二俣川の丘307号
債務者　小山　悦子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９４５号
横浜市旭区左近山16番地の１　左近山団地１街区30棟501号
債務者　手塚　彌生
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０９３号
横浜市瀬谷区三ツ境81番地13　三ツ境南住宅５棟208号
債務者　金子　優生
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３５号
相模原市南区相武台団地１丁目６番14―26号
債務者　神場　　巌
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３３６号
相模原市南区相武台団地１丁目６番14―26号
債務者　神場　　繁
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４２２号
相模原市中央区横山台１丁目41番17号　横山台寮２－８
債務者　佐藤　功児
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４３８号
相模原市緑区東橋本４丁目５番24号　ハイネスサトウ201
債務者　管　　由美
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４４６号
相模原市南区下溝757番地９　ビーライン下溝１号館201
債務者　木本　眞理
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第７３号
岐阜県瑞浪市薬師町１丁目12番地　フォーブル日清Ａ―105号
債務者　長久保　綾
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和８年（フ）第７７２号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目５番43―201号　ニューバリーハイツ
債務者　東　由加里
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７７６号
堺市南区原山台５丁３番３―1209号、前住所堺市南区三原台１丁３番８―108号
債務者　松田　博史
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５８号
兵庫県小野市中町420番地新田団地３―506
債務者　大西　紫織
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第５６号
北海道室蘭市日の出町２丁目８番１号
債務者　常野　洸太
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第５８号
北海道白老郡白老町字萩野37番地１　第25ビジュアルビル306号室、前住所北海道伊達市舟岡町172番地２　フロレゾン　Ｆ号室
債務者　菊池　敦子（旧姓　里見）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１９２号
釧路市住之江町11番３号
債務者　美田　涼太
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
釧路地方裁判所民事部